

ケアハウス「明日香苑」利用料金表

一人部屋

単位：円

	対象収入による階層区分	事務費	生活費	管理費	合計	冬期加算	年間利用料
1	1,500,000以下	10,000	44,512	25,000	79,512	11,415	965,559
2	1,500,001～1,600,000	13,000	44,512	25,000	82,512	11,415	1,001,559
3	1,600,001～1,700,000	16,000	44,512	25,000	85,512	11,415	1,037,559
4	1,700,001～1,800,000	19,000	44,512	25,000	88,512	11,415	1,073,559
5	1,800,001～1,900,000	22,000	44,512	25,000	91,512	11,415	1,109,559
6	1,900,001～2,000,000	25,000	44,512	25,000	94,512	11,415	1,145,559
7	2,000,001～2,100,000	30,000	44,512	25,000	99,512	11,415	1,205,559
8	2,100,001～2,200,000	35,000	44,512	25,000	104,512	11,415	1,265,559
9	2,200,001～2,300,000	40,000	44,512	25,000	109,512	11,415	1,325,559
10	2,300,001～2,400,000	45,000	44,512	25,000	114,512	11,415	1,385,559
11	2,400,001～2,500,000	50,000	44,512	25,000	119,512	11,415	1,445,559
12	2,500,001～2,600,000	57,000	44,512	25,000	126,512	11,415	1,529,559
13	2,600,001～2,700,000	64,000	44,512	25,000	133,512	11,415	1,613,559
14	2,700,001～2,800,000	71,000	44,512	25,000	140,512	11,415	1,697,559
15	2,800,001～2,900,000	78,000	44,512	25,000	147,512	11,415	1,781,559
16	2,900,001以上	84,500	44,512	25,000	154,012	11,415	1,859,559

- この表における対象収入とは、前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の金額です。
- 対象収入及び必要経費については、「老人保護措置費の取り扱いについて」(平成18年1月24日老発第0124001号)の「1「対象収入」について」の取り扱いによるほか、「老人保護措置費の費用徴収基準の取り扱い細則について」(平成18年1月24日老計発第0124001号)の第2の1の(1)「前年」の対象収入の取り扱い、(3)「収入として認定するものの取り扱い」、(4)「必要経費の取り扱い」を準用する。
- 11月から3月までの間、冬季暖房費として、月額2,283円を加算する。
- 夫婦で入苑する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合計額の2分の1をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が150円万以下に該当する場合の夫婦それぞれの事務費徴収額については上記表の額から30%減額した額を本人からの事務費徴収額(月額)とする。この場合100円未満は切り捨てとする。
- 月の途中で入苑又は退苑した場合は、次の算式により算出した額とする。

$$\text{月額徴収} \times \frac{\text{当該月の実入苑日数}}{\text{当該月の日数}}$$

この金額は、令和3年7月1日現在です。